

## 介護保険制度の実態に即した改善・見直しを求める意見書

4月から改定介護保険法が全面施行され、多くの高齢者が、公的な介護サービスを奪われている。「要介護度が低い」と認定された高齢者は、介護保険で利用してきた介護ベッド・車いす、ヘルパーやデイサービスなどの利用ができなくなっている。昨年10月から介護施設の居住費・食費が全額自己負担となったため、負担増に耐えられず退所を余儀なくされたり、ショートステイ・デイサービスを断念した高齢者も少なくない。政府が宣伝した「介護予防」や「自立支援」とは全く逆のことが起きている。

このままでは、「介護の社会化」という介護保険制度の「目的」さえ失われ、公的な介護制度でありながら、低所得者、「軽度者」など多くの高齢者の利用を排除する——「保険料だけは取って、介護は受けさせない」制度へと、介護保険制度は変質してしまうことになる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、介護保険制度が「国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る」（介護保険法第1条）ものとなるよう、政府が実態に即した改善・見直しを行い、下記の事項を実施することを求めるものである。

### 記

- 1 介護ベッド、車いすやヘルパーなどの一方的取り上げをやめる。

国の責任で、これまで利用してきた人からの「貸しはがし」を直ちに中止し、区市町村が福祉用具貸与の是非を判断する際は、ケアマネジャー・主治医らの判断を最大限に尊重できるようにする。高齢者が必要なサービスを今までどおり利用できるように、生活援助の長時間加算の復活も含めて介護報酬を改善し、要支援1・2の人の利用限度額も引き上げる。

- 2 国庫負担割合を当面30%に引き上げ、保険料を軽減する。

介護保険への国庫負担を当面30%に引き上げる。また、地方自治体が独自に行う保険料軽減策に対する、いわゆる「三原則」による締めつけは中止する。

- 3 ケアプラン作成に関する介護報酬や基準のあり方を抜本的に改善する。

- 4 介護施設の利用料負担を抑え、施設不足を解決する。

施設利用料の国の「低所得者対策」の抜本的拡充をする。区市町村向け交付金の引き上げなど、介護の基盤整備に対する国の支援を抜本的に充実する。

- 5 現場で高齢者を支える介護労働者・事業者への支援策を強化する。

介護報酬を引き上げ、介護サービスの質が維持できるよう地域に根差して良いサービスを提供している事業者への支援を強化する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年9月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司